

環境サポーター一部に関する規程

(目的)

- 第1条 1. この規程は利府町立利府第二小学校 PTA 会則第5条の規程に基づき、環境サポーター一部に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(種類)

- 第2条 1. 本会には、環境サポーター一部を置く。

(事業)

- 第3条 1. 環境サポーター一部の活動は次の通りとする。
学校の諸施設設備の充実改善及び環境整備等に関する事項

(構成及び役員の選出)

- 第4条 1. 環境サポーター一部は PTA 加入者の希望を考慮し、前年度本部メンバーを中心に協議し選出された部員及び教師若干名をもって構成する。
2. 環境サポーター一部には部員の互選により、部長1名、会計1名の役員を置く。

(部員及び役員の任期)

- 第5条 1. 部員及び役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 補欠によって就任した部員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

- 第6条 1. 部長は環境サポーター一部の会務を統括する。
2. 会計は環境サポーター一部の会計を掌理する。

(会議)

- 第7条 1. 部長は本会の運営上、連絡及び会員に諮る必要がある場合は、環境サポーター一部会を開くことができる。なお、部長は議長となり、閉会後は利府町立利府第二小学校 PTA 会長（以下会長という）に報告する。
2. 部長は、会長より環境サポーター一部会の開催の要請を受けた場合は、環境サポーター一部会を開かなければならない。
3. 会長及び部長の依頼を受けた者は、環境サポーター一部会に出席して意見を述べることができる。ただし、決議に参加することはできない。

(雑則)

- 第8条 1. この規程に定めたもののほか、環境サポーター一部の運営上必要な規程は、本会の目的と他の部との関連を考慮し別に定めることができる。

附 則

この規程は昭和52年4月1日から施行する。

昭和59年4月1日 一部改正

昭和63年4月1日 一部改正

平成9年4月1日 一部改正

平成11年4月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

令和5年4月22日 一部改正